

建設業における労働災害発生状況と 今年度の法令改正について

令和 7 年度 山口県公共工事労働安全講習会

令和 8 年 2 月 3 日（火）

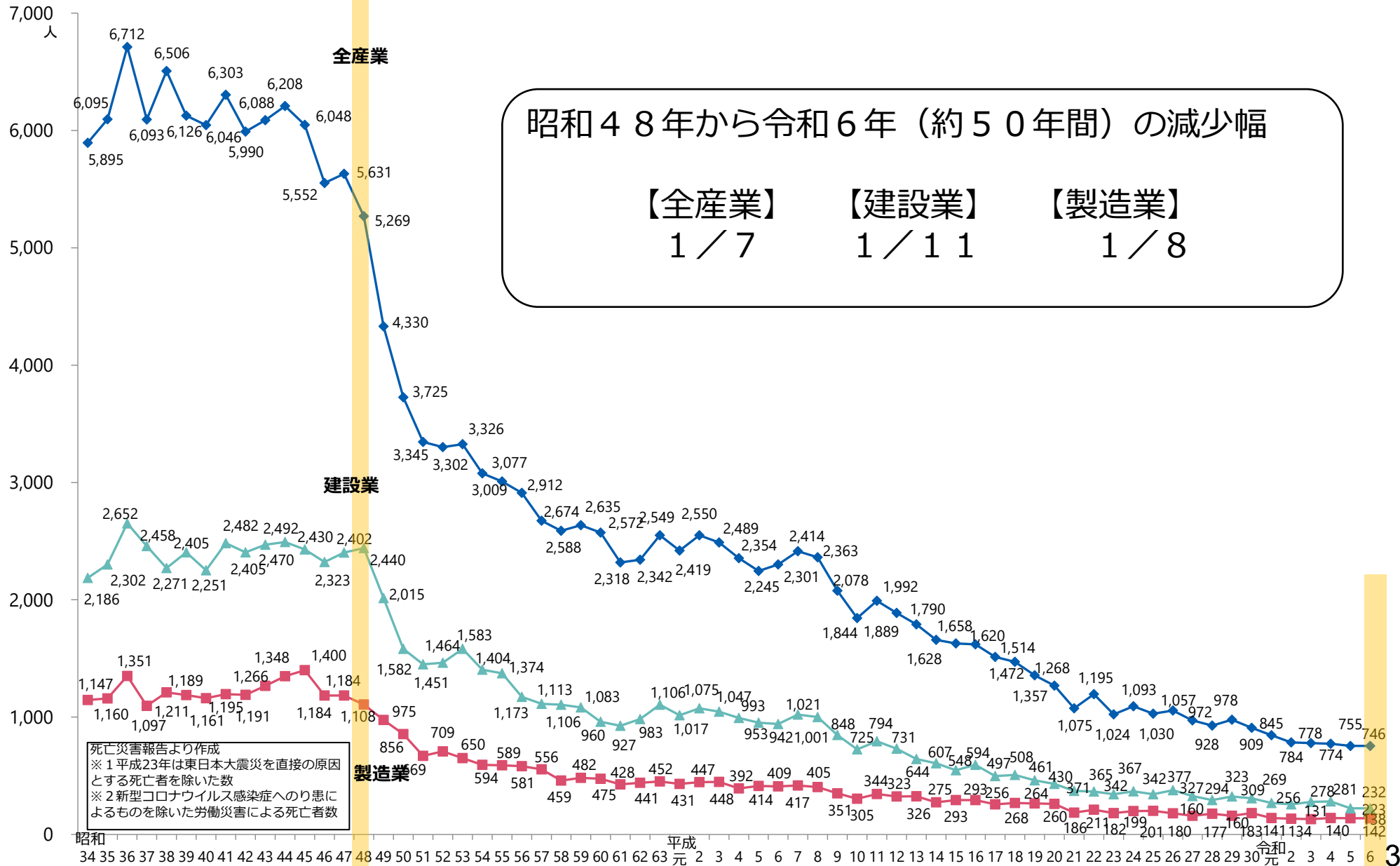
山口労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

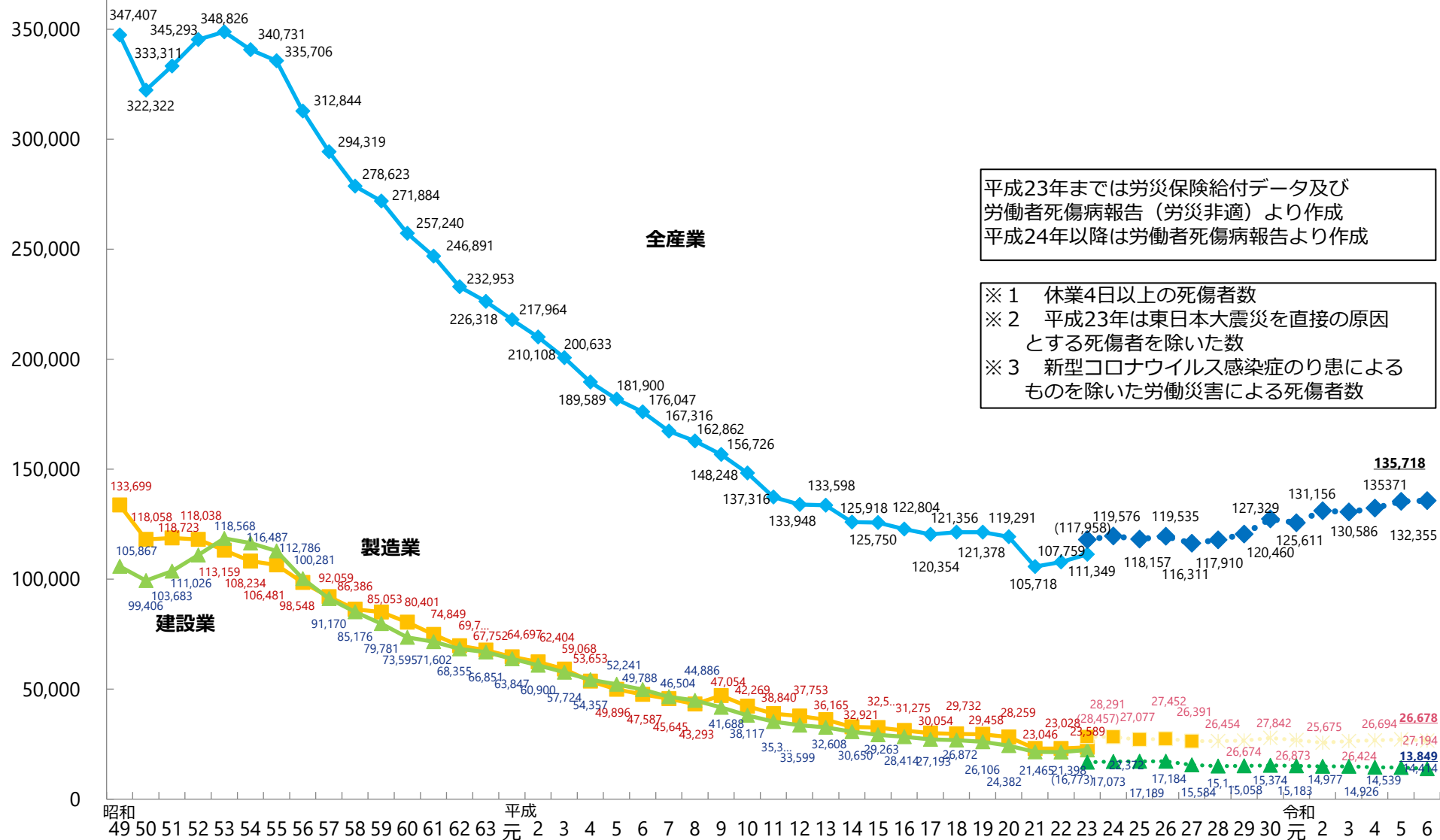
- 1 労働災害発生状況（全国）
- 2 労働災害発生状況（山口県）
- 3 改正労働安全衛生法の概要

- 1 労働災害発生状況（全国）
- 2 労働災害発生状況（山口県）
- 3 改正労働安全衛生法の概要

死亡災害発生状況の推移



死傷災害発生状況の推移



建設業における労働災害発生状況の推移

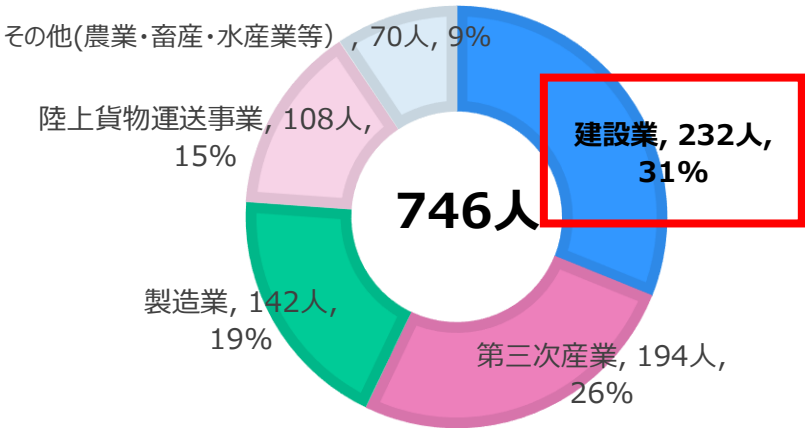
○ **死亡災害**（資料出所：死亡災害報告(厚生労働省)） ※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2※	R3※	R4※	R5※	R6※	前年比較
死亡災害	367	342	377	327	294	323	309	269	256	278	281	223	232	+9人 4.0%増加
墜落・転落 災害	157	160	148	128	134	135	136	110	95	110	116	86	77	▲9人 10.5%減少

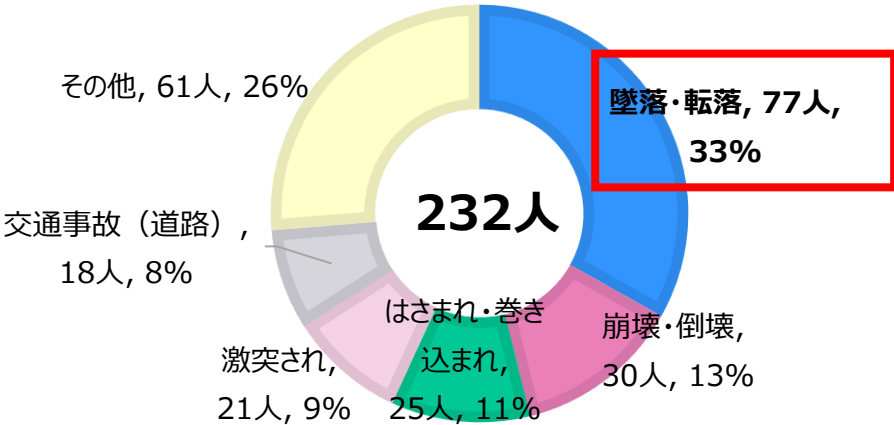
○ **休業4日以上死傷災害**（資料出所：労働者死傷病報告(厚生労働省)） ※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2※	R3※	R4※	R5※	R6※	前年比較
死傷災害	17,073	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,790	14,926	14,539	14,414	13,849	▲565人 3.9%減少
墜落・転落 災害	5,892	5,983	5,941	5,377	5,184	5,163	5,154	5,171	4,756	4,869	4,594	4,554	4,351	▲203人 4.5%減少

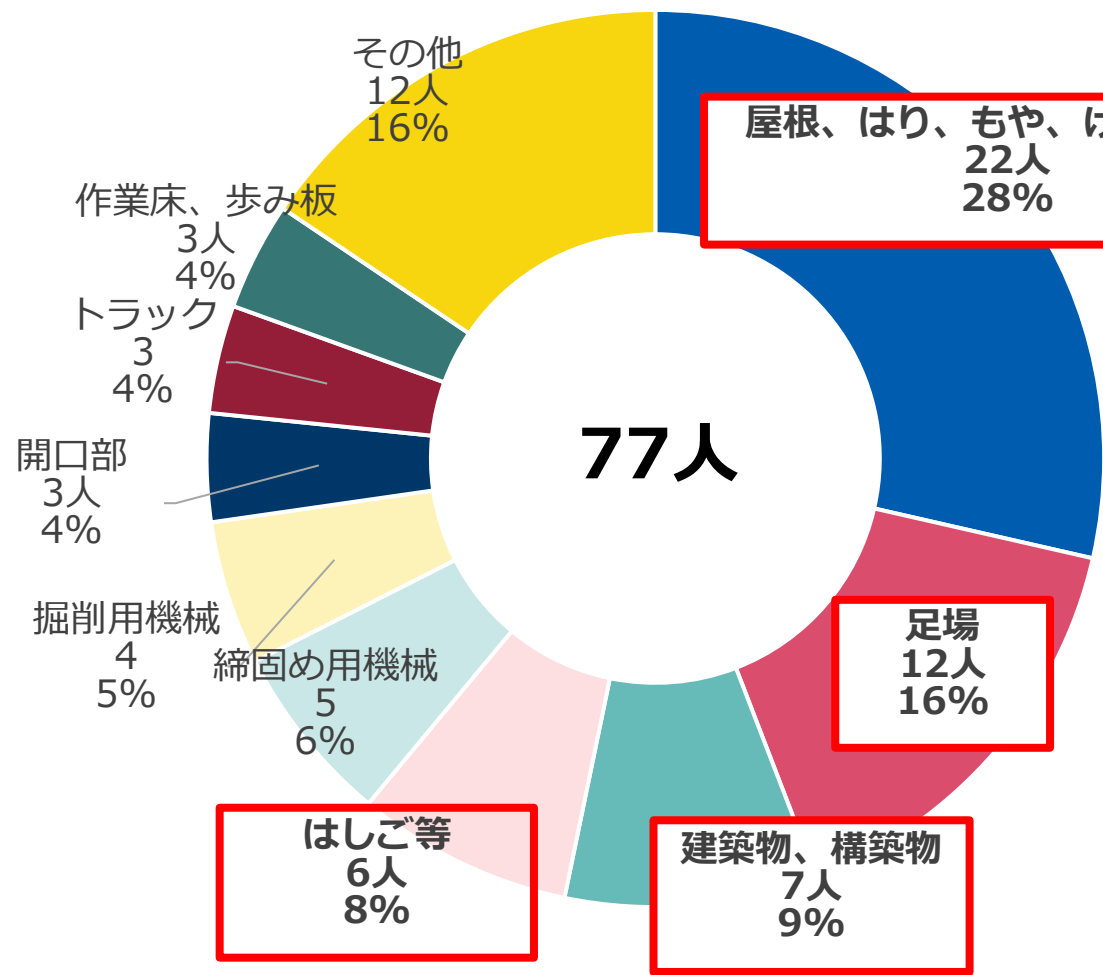
令和 6 年死亡災害の業種別内訳



令和 6 年建設業の死亡災害の事故の型別内訳



建設業における墜落・転落による死亡災害の内訳（令和6年）



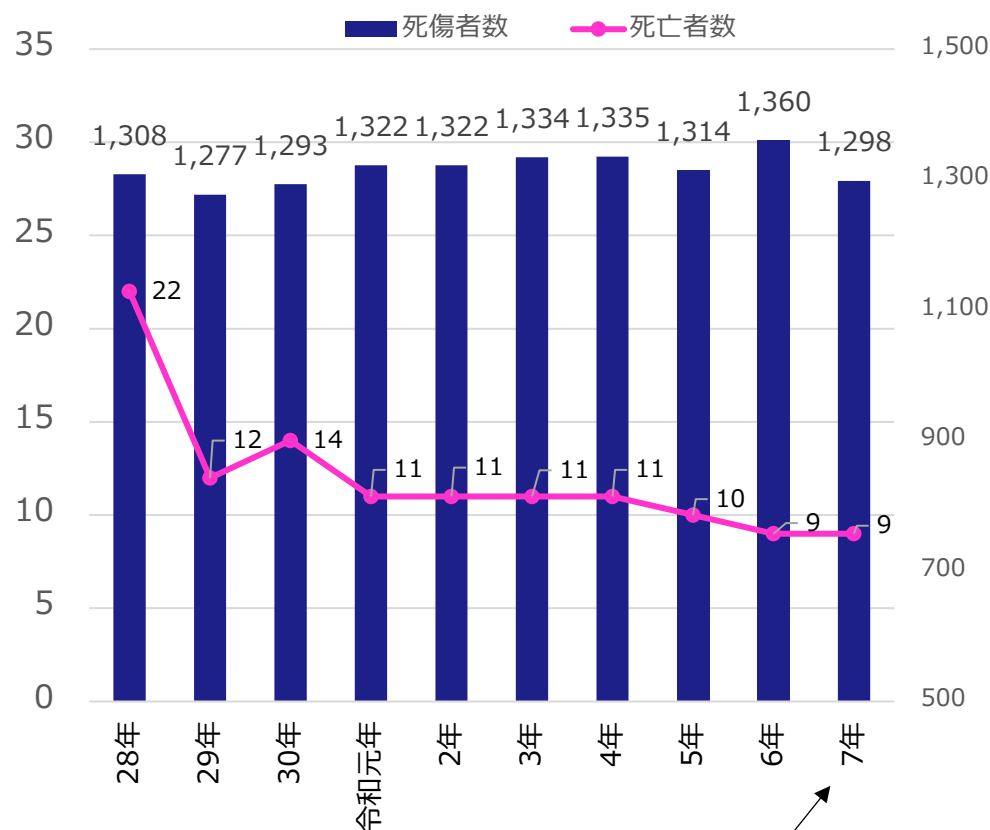
起因物	死亡者数
屋根、はり、もや、けた、合掌	22
足場	12
建築物、構築物	7
はしご等	6
締固め用機械	5
掘削用機械	4
開口部	3
トラック	3
作業床、歩み板	3
その他	12
合計	77

- 1 労働災害発生状況（全国）
- 2 労働災害発生状況（山口県）
- 3 改正労働安全衛生法の概要

2 労働災害発生状況（山口県 ※全業種）

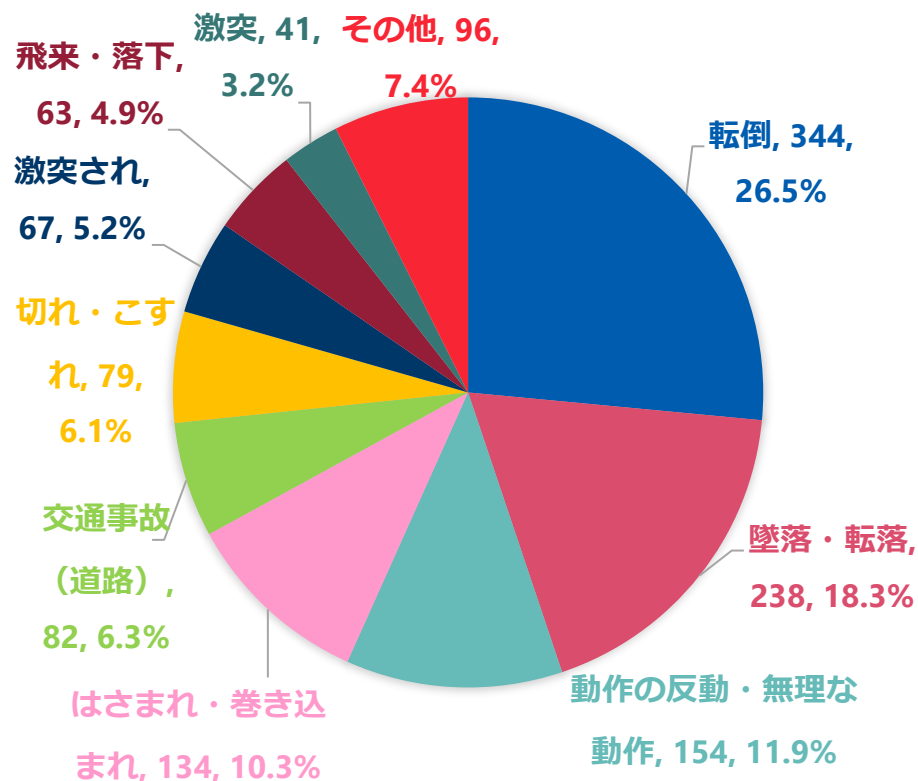
令和6年の労働災害による死傷者数は1,360人で、令和5年に比べ46人増加しました。
 令和7年12月末現在は1,298人で、令和6年の同期と比べ72人増加しました。
 発生原因別では「転倒」による死傷者数がもっとも多く、全体の4分の1以上を占めています。

労働災害の推移



※令和7年の数値は
12月末現在

労働災害の発生原因（令和7年 ※12月末現在）



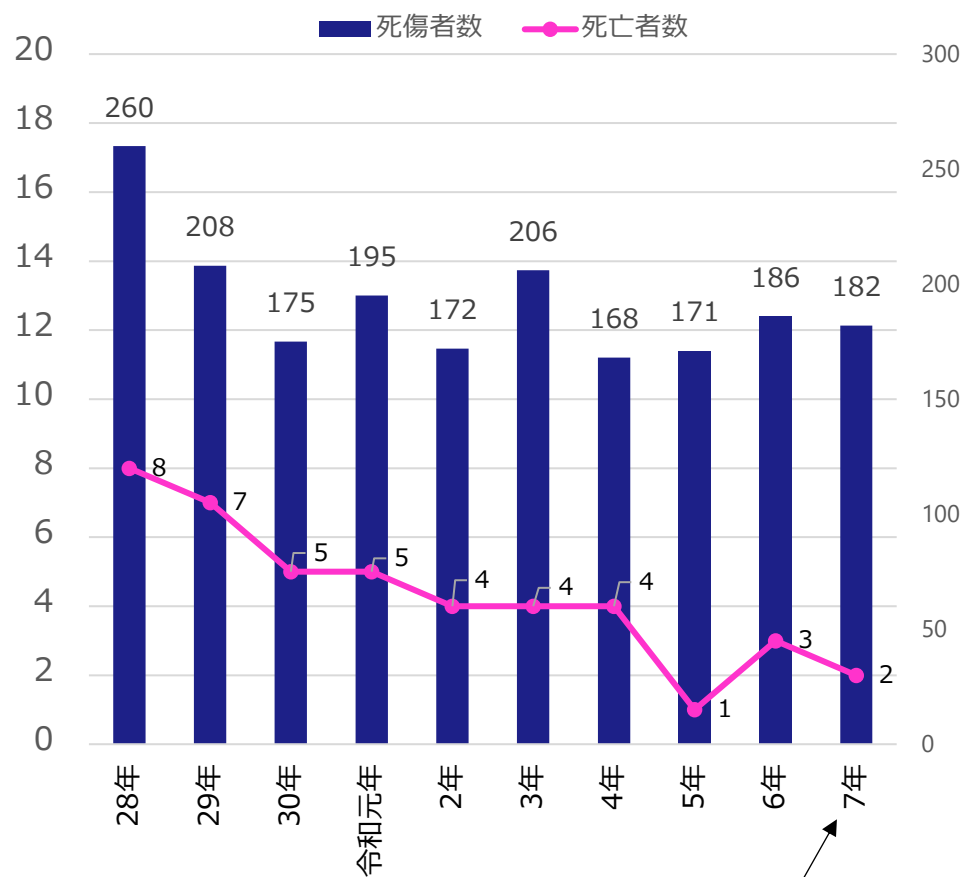
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
 出所：労働者死傷病報告（休業4日以上労働災害）

2 労働災害発生状況 (山口県 ※建設業)

労働災害による死傷者数は、過去10年で見ますと概ね減少傾向を示していますが、令和7年は12月末時点で令和6年の同時期を18件上回っており、近年は増加傾向に転じています。

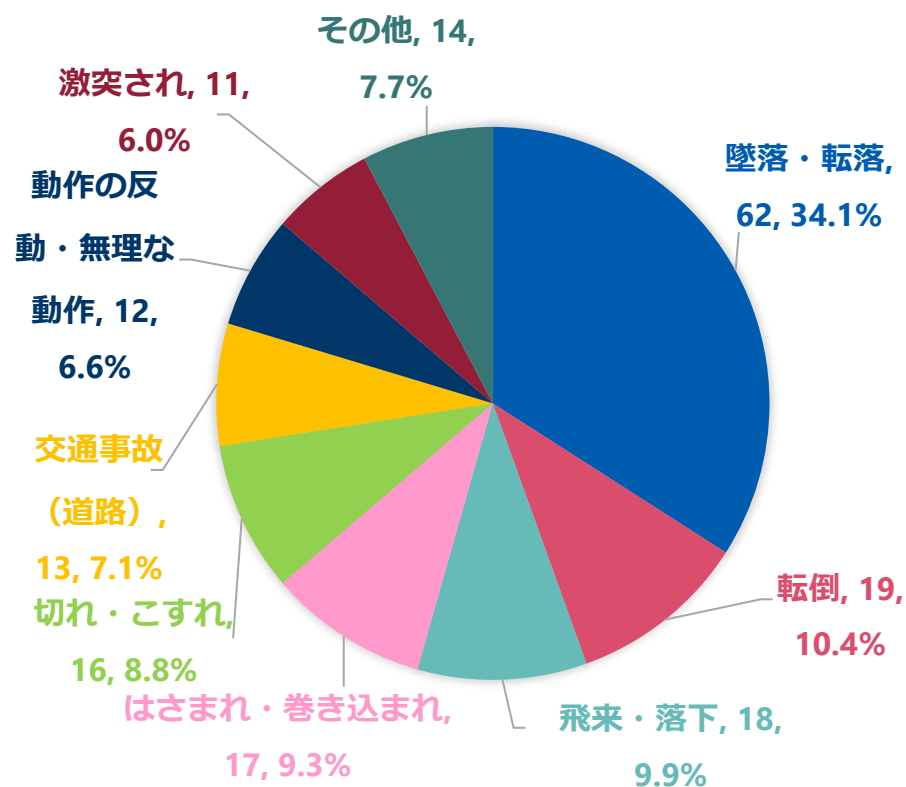
令和7年の労働災害（全182件）について、発生原因別でみると、「**墜落・転落**」が一番多く、3分の1以上を占めています。

労働災害の推移



※令和7年の数値は
12月末現在

労働災害の発生原因（令和7年 ※12月末現在）



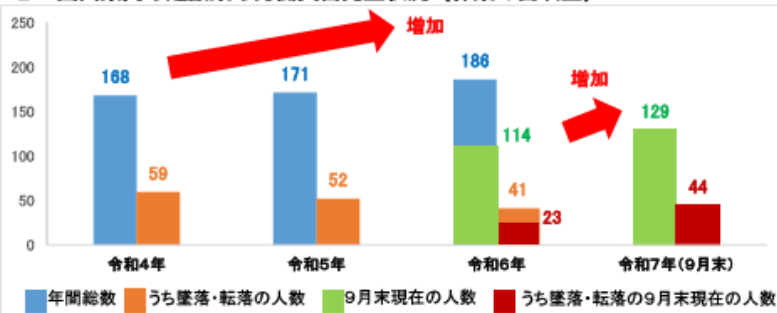
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
出所：労働者死傷病報告（休業4日以上労働災害）

2 労働災害発生状況 (山口県 ※建設業)

山口県内で施工・営業をされる建設事業者の皆さまへ

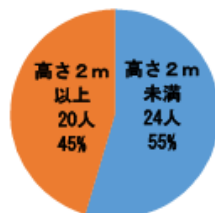
山口県内の建設業の労働災害が増加傾向にあります
STOP! 労働災害

1 山口県内の建設業の労働災害発生状況 (休業4日以上)



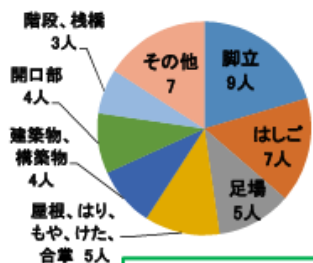
山口労働局(山口県)における第14次労働災害防止計画では、令和4年と比較して5年後の令和9年までに、労働災害(休業4日以上のもの。以下同じ。)を5%以上減少させることを目標としていますが、**近年増加傾向**にあります。また、建設業における事故の型別で、最も多い**墜落・転落災害は、昨年に比べ倍近く発生**しています。

2 令和7年9月末現在の建設業における墜落・転落災害の高さ別内訳



今年9月末までに発生した墜落・転落災害(44人)のうち、**半数以上(24人)**は、法令で作業床や手すりの設置等の墜落防止措置が義務付けられていない**高さ2m未満の箇所**で発生し、**9割近く(21人)**が骨折等を伴う休業1か月以上の重傷となっています。このことから、**高さ2m未満の箇所での作業においても、墜落・転落防止対策を徹底**することが重要です。

3 令和7年9月末現在の建設業における墜落・転落災害の起因物別内訳



今年9月末までに発生した墜落・転落災害(44人)のうち、**高さ2m未満の箇所では、脚立・はしご使用時の労働災害が多く発生**しています。また、**高さ2m以上の箇所では、足場・屋根・はり・開口部等で墜落・転落防止措置が徹底されずに労働災害が発生**しています。なお、雨天で足元の状態が悪いときに、階段やトラックの荷台から足を滑らせて発生したものも見られました。

労働災害防止のため、裏面の事項を参考にしてください。



山口労働局・労働基準監督署

(R7.10)

労働災害発生状況をふまえた留意事項

1 はしご・脚立での作業

はしご・脚立を起因物とする墜落・転落災害(16人)のうち、**半数以上(9人)**が昇降中に滑って転落したものでした。昇降の際は、**手に荷物を持たず体勢の3点支持を心掛けてください**。また、雨天等で足元の状態が悪いときは、特に注意してください。

はしごを固定せずに使用したためはしごが滑り、労働者が墜落・転落する災害も頻発しています。**はしごは固定するか、別の方に支えてもら**うかして、転倒防止措置を徹底してください。

脚立を用いた作業では、無理な体勢で作業をしないように、こまめに移動させて使用してください。また、天板の上に乗ったり、天板をまたいで使用すると転落しやすくなるので避けてください。



※参考にしてください。「はしごを使う前に/脚立を使う前に」



2 高さ2m以上となる箇所での作業



施工中の建物のはりの上や屋根工事等で、**基本的な墜落防止措置を講じずに被災**する事例が散見されます。

高さ2m以上で墜落・転落の危険がある作業場所では、**原則手すりの設置等の設備的対策を講じてください**。また、**設備的対策を取ることが困難な場合は、墜落制止器具の使用や防網を張る等、適切な墜落防止対策を怠ることなく講じてください**。

3 その他の留意事項

高さに関わらず墜落・転落のおそれのある作業では、頭部の保護のため、**保護帽を適切に着用**してください。

また、墜落・転落のおそれのある作業の前に、**リスクアセスメントを実施**し、リスクの低減措置を検討することも効果的です。



※参考にしてください。「危険をよみ、災害の芽をつむリスクアセスメントをすすめましょう」



※「転倒」の防止対策をお願いします

令和7年9月末現在、山口県内では転倒による労働災害が大幅に増加しており、建設業でも15件(昨年同期9件)発生し、墜落・転落災害と同様に増加傾向にあります。

建設業で発生したものをみると、**通路上の障害物につまずいたもの**が多く、また、雨天等で足元の状態が悪いときに滑ったものもみられました。「転倒」防止のため、**安全な通路の確保、現場内の整理整頓等**についても、一層のご留意をお願いします。



今日も1日ゼロ災害で!! ご安全に!!

※このリーフレットは、山口労働局のホームページにも掲載しております。



2 労働災害発生状況 (山口県 ※建設業の死亡災害事例)

	災害発生月	事故の型	起因物	災害の概要
1	令和3年5月	はさまれ・巻き込まれ	トラック	新築工事現場の掘削作業で発生した土砂を採石場にトラックで運搬しているとき、受付のため事務所で待機中に、外に停車させていた無人のトラックが動き始めたので、トラック前方に立って止めようとしたが止めきれず、トラックに轢過された。
2	令和3年9月	崩壊・倒壊	地山、岩石	太陽光発電設備設置工事において、掘削した溝（掘削深さ3.5m、溝底部の幅0.8m）の底部にて、排水管取付け作業を行っていたところ、側面の土砂が崩壊し、生き埋めとなった。
3	令和4年2月	墜落、転落	はしご等	配線の撤去作業のため、はしご兼用脚立をはしごとして使用していたところ、昇降中にはしごがずれて約3.5mのところから墜落し、車止めの鉄製ポールに腹部を強打した。
4	令和4年6月	墜落、転落	はしご等	タンク内で燃焼灰の吸出し作業中、はしごの上から落下し、灰の中に埋没して窒息死したものの。
5	令和4年10月	墜落、転落	はしご等	ケーブルテレビのケーブル引込工事において、1階の屋根上から2階の屋根上へはしごを使用して昇降中、はしごの脚部が滑ってバランスを崩し地上まで墜落した。
6	令和4年12月	墜落、転落	ドラグ・ショベル	ドラグ・ショベルを運転して法面の仮設道路を移動中、ドラグ・ショベルごと路肩から谷側約20m下に転落したものの。
7	令和5年7月	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	道路維持管理業務で草刈り作業中、被災者が倒れているのを発見し、病院に搬送されるも死亡したもの（熱中症）。
8	令和6年10月	激突され	トラック	造成工事において、土砂をドラグショベルにてダンプ車に積み込む作業中、土砂を積み込むためにドラグショベルの近くまで後退しながら接近していたダンプ車とドラグショベルのバケットの間に被災者の頭部がはさまれたものの。
9	令和6年11月	墜落・転落	屋根	スレート屋根の上でりん木を設置していたところ、明り取り用のプラスチック部分を踏み抜き、約4.7m下の床に墜落したものの。
10	令和7年12月	おぼれ	水	ダムの洪水吐ゲート塗装工事用のつり足場の組立て作業に一人で従事していたところ、所在不明となり、その後、つり足場の約1.7m下にある水深約7m下のダム湖内で発見されたものの。

- 1 労働災害発生状況（全国）
- 2 労働災害発生状況（山口県）
- 3 改正労働安全衛生法の概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 背景

- 最高裁判決（R3.5）を踏まえ、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、個人事業者等の業務上災害の実態等を踏まえた安全衛生対策のあり方について検討

労働安全衛生法（安衛法）の規定とこれまでの考え方

- 安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、これまでこの法律により保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用してきた。

<参考>労働安全衛生法
(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

最高裁（R3.5）の判断

- 建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等により患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条（事業者による健康障害防止措置に関する規定）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

<最高裁判決の論拠>

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

<参考>労働安全衛生法

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働安全衛生法第20条、21条及び25条関係の省令改正（令和6年4月施行）

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人でも退避させること**

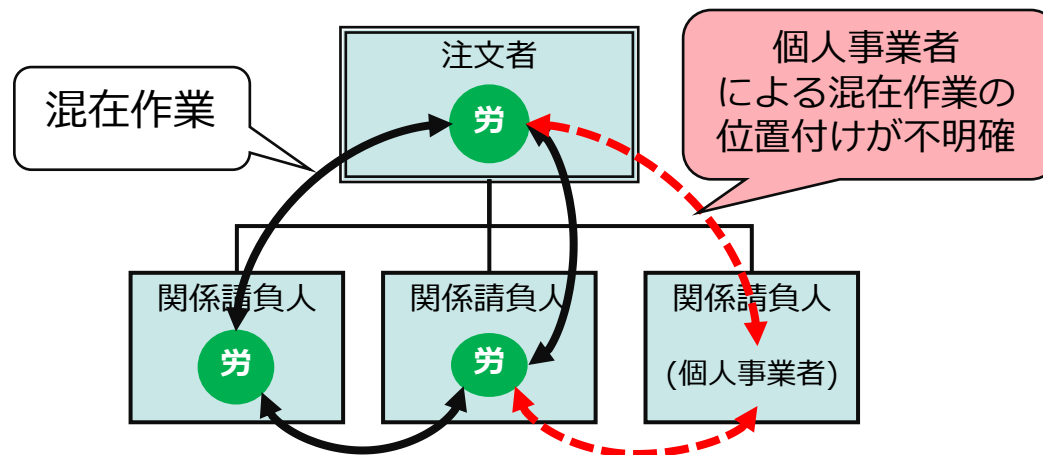
2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

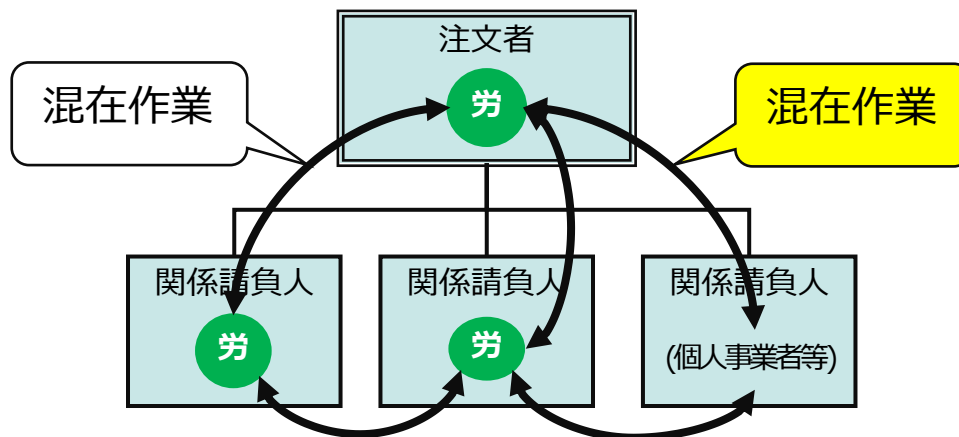
1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

「現行」



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

「見直し後」



1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 改正政令案の概要①（安衛令第7条）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法において、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図る観点から、特定事業（建設業及び造船業）を行う特定元方事業者等が選任する統括安全衛生責任者の管理の対象に労働者以外の作業従事者を含めることとされた。
- 上記の改正に伴い、安衛令第7条第2項について、次のとおり、労働者の数ではなく、個人事業者や会社役員等を含めた作業従事者の数と改正するもの。

2. 改正の概要

- 安衛令第7条第2項中、「労働者」を「作業従事者」に改める。

【改正前】

法第15条第1項ただし書及び第3項の政令で定める労働者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

【改正後】

法第15条第1項ただし書及び第3項の政令で定める作業従事者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

3. 公布日等

（1） 公布日：令和7年10月（予定）

（2） 施行日：令和8年4月1日

1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 改正政令案の概要②（安衛令第10条）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図る観点から、機械等貸与者が機械等を「個人事業者」に貸与した場合についても、貸与した機械による労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならないとされたところ、当該機械等の範囲は安衛令第10条各号に規定されており、現状以下のとおりとなっている。
 - ① 釣り上げ荷重が〇・五トン以上の移動式クレーン
 - ② 安衛令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの
 - ③ 不整地運搬車
 - ④ 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車
- これら4種類の機械は、機械等貸与者がリースすることが一般的であり、「不特定の場所に自走する機械」であって「運転の業務に際して必要な資格等が定められている」（※）もので、一定の労働災害が発生している。
- 「フォークリフト」、「ショベルローダー」、「フォークローダー」の3機械についても、上記の機械と同様の状況にあることから、対象機械等に追加する必要がある。
 - ※ 安衛法第61条の就業制限又は同法第59条第3項の特別教育の受講義務
- このため、安衛令第10条について、次のとおり改正するもの。

2. 改正の概要

- 安衛令第10条に規定する安衛法第33条第1項の政令で定める機械等にフォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加える。

3. 公布日等

（1） 公布日：令和7年10月（予定）

（2） 施行日：令和8年4月1日

1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 (参考) フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダー



図1 フォークリフト（カウンターバランス）

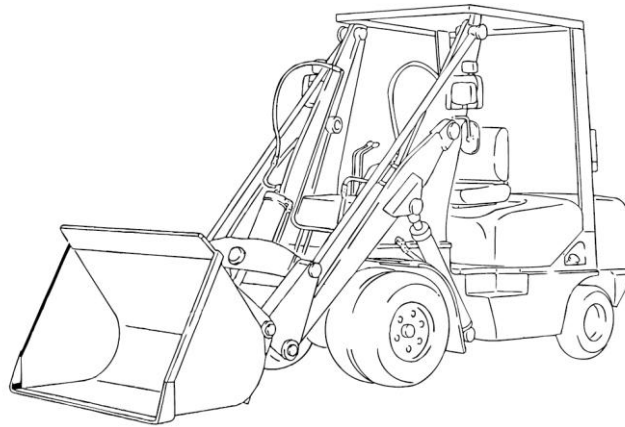


図2 ショベルローダー（リーチ機構なし）

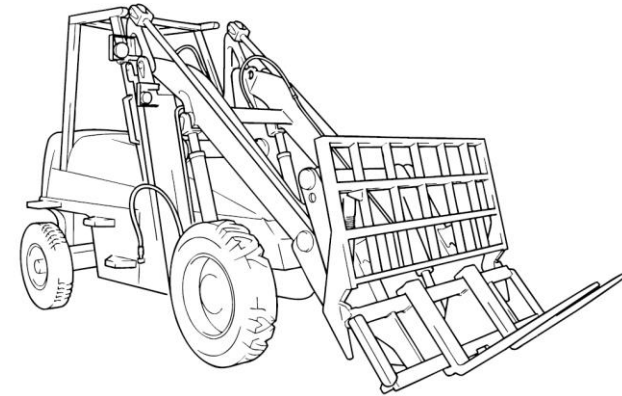


図3 フォークローダー

1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 改正政令案の概要③（安衛令第11条）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法では、建築物等貸与者が建築物を「個人事業者」に貸与した場合についても、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければならないとされた。なお、当該建築物の全部を一の事業者若しくは事業を行う者に貸与する場合及び二以上の個人事業者のみに貸与する場合には適用されない。
- 現状、安衛法第34条の対象となる建築物を安衛令第11条にて「事務所または工場の用に供される建築物」と定めているところ、建築物等の管理に起因する労働災害は事務所や工場に含まれない、例えばスーパーマーケットのバックヤード、物流センター、倉庫等あらゆる場所で発生している現状を踏まえると、安衛法第34条の対象となる建築物を事務所と工場のみに限定するのではなく、事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とするのが適当であるため、次のとおり改正するもの。

※ 対象建築物を貸与する際の建築物貸与者の講ずべき具体的な措置については、別途安衛則で定められており、災害事例等を踏まえ拡充予定。

2. 改正の概要

- 安衛令第11条において、安衛法第34条の対象となる建築物を、あらゆる事業の用に供される建築物とする。

3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 業務上災害報告関係の改正（令和9年1月1日施行予定）

1. 改正の趣旨

個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、労働者死傷病報告の仕組みを参考にして、個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設することにより、労働災害防止をはじめとする施策の検討に資する。

※ 改正労働安全衛生法（以下「法」という。）第100条の2第2項の規定により、厚生労働大臣は、調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができることとされた。また、厚生労働大臣の調査に係る権限は労働局長や労働基準監督署長に委任できることとされている。

2. 改正の概要（その1）

（1）個人事業者等が労働者と同じ場所における就業に伴う事故等により、死亡し、又は休業（4日以上）した場合には、以下のとおり、所轄労働基準監督署が情報を把握できるよう、関係者に必要事項の報告を義務付ける【罰則なし】。

- ① 災害発生場所における直近上位の注文者（特定注文者）※（当該者が存在しない場合には、災害発生場所を管理する事業者（災害発生場所管理事業者）。以下「報告主体」という。）は、個人事業者の業務上の災害を把握した場合には、所轄労働基準監督署に個人事業者の当該災害について遅滞なく報告することとする。
- ② 上記①の場合において、個人事業者が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合には、個人事業者は、報告主体に業務上災害について遅滞なく報告することとする。
当該報告を受けた報告主体は、その内容を踏まえ、必要事項を補足した上で所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。
- ③ 中小企業の事業主や役員の業務上災害については、上記①、②にかかわらず、所属企業は、所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。

※ 個人事業者が請け負った仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含む）であって、自らも当該場所で仕事を行う者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち当該個人事業者に対して最も後次の請負契約における注文者）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 業務上災害報告関係の改正（令和9年1月1日施行予定）

2. 改正の概要（その2）

（2）個人事業者等の脳・心臓疾患及び精神障害事案については、上記（1）によらず、個人事業者等（中小事業の事業主や役員の場合は所属企業）が直接、労働基準監督署に報告することができることとする。

（3）上記（1）及び（2）のうち労働基準監督署への報告は、電子情報処理組織を使用することを原則とし、報告事項については、労働者死傷病報告の報告事項を参考（下線部は個人事業者等で追加となる事項）とし、以下に掲げる事項とする。

①報告者に関する情報

労働保険番号、事業場の名称、災害発生場所の事業場や工事名、元方事業者名称等

②被災者に関する情報

氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、経験期間、傷病名、傷病部位、特別加入の状況、休業見込期間又は死亡日時、外国人の場合における国籍等

③災害に関する情報

負傷又は疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

④その他

報告年月日、報告者の職氏名

※ 労働者死傷病報告の報告事項で、個人事業者等の場合に不要な報告事項（常時使用する労働者の数、派遣労働者の場合における派遣先の事業場の名称等の情報）は削除している。

（4）報告主体は、個人事業者が上記（1）②に基づき、法令上の義務となる業務上災害の報告を行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととする。

（5）その他所要の改正

3. 公布日等

公布日：令和7年11月（予定）

施行期日：令和9年1月1日

4. 経過措置

電子申請によることが困難な場合における紙媒体での報告を当面の間認める旨を規定

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 業務上災害報告関係の改正（令和9年1月1日施行予定）

報告制度の円滑化のため、通達等で示す事項（案）

【報告制度の適正化】

- 「労働者と同じ場所」等の考え方の明示
- 不利益取扱いの具体的な内容について
- 個人事業者に報告主体への報告義務が生ずる場合の具体的なケースの例示
- 報告主体への報告義務とは別に個人事業者が監督署へ行う情報提供について
- 特定注文者や災害発生場所管理事業者を報告主体とする考え方や報告義務と災害防止上の責任との違いについて
- 報告主体が災害発生的事实を知り得なかった場合における報告義務の考え方について
- 個々の事案における作業態様や事業場の管理実態を踏まえた災害発生場所管理事業者の考え方
- 災害発生場所管理事業者が報告義務を負う災害の範囲について
- 個人事業者が災害発生場所管理事業者に対して報告義務を果たす上での注文者の関与の在り方について
- 報告対象とならない災害（休業4日未満の災害や労働者と異なる場所で就業していた場合の災害等）に関する監督署への情報提供について

【報告者等の負担軽減】

- 業務上災害報告の書式の作成・周知について
- 災害報告制度の適正な運営に当たっての個人事業者、報告主体の負担に配慮した環境整備について

【関係団体による支援等】

- 個人事業者等から自身が加入している業種・職種別団体に対する業務上災害に関する情報共有について
- 業種・職種別団体による災害の把握及び災害発生状況の分析及びその結果の加入者への周知について

【災害報告データの活用等】

- 国による災害データの分析及びデータ公表による利活用の促進について

【周知】

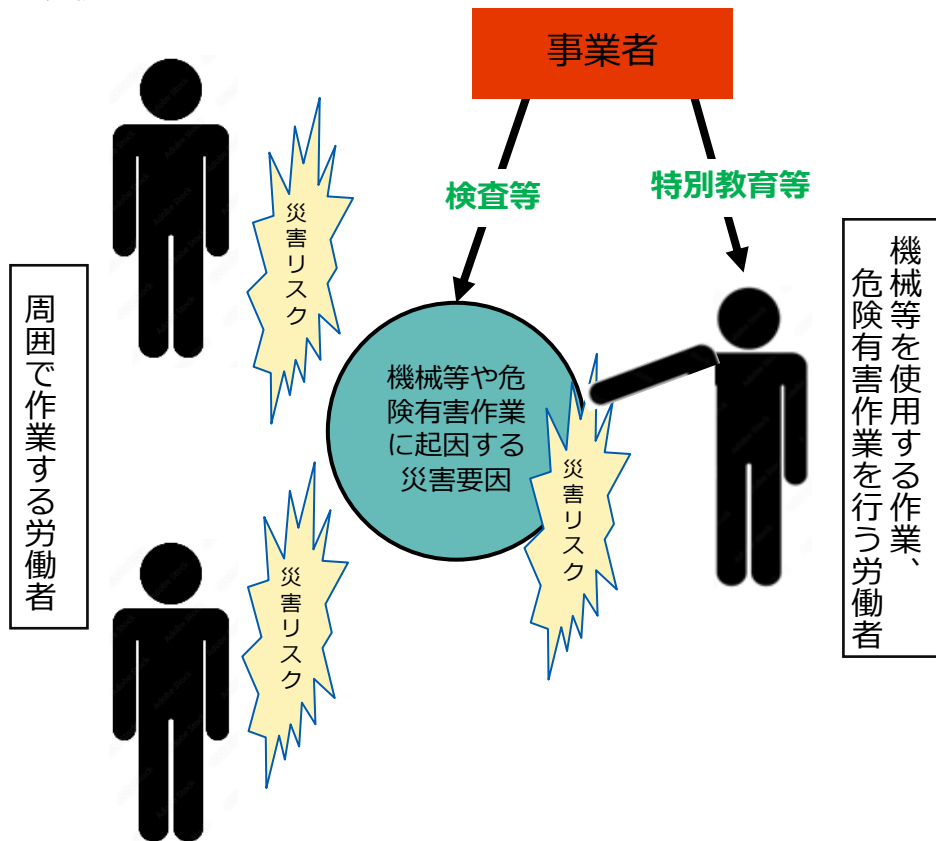
- 新たな報告制度であることを踏まえた個人事業者等や報告主体となり得る関係者に対する周知について

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

基本的な考え方（イメージ図）

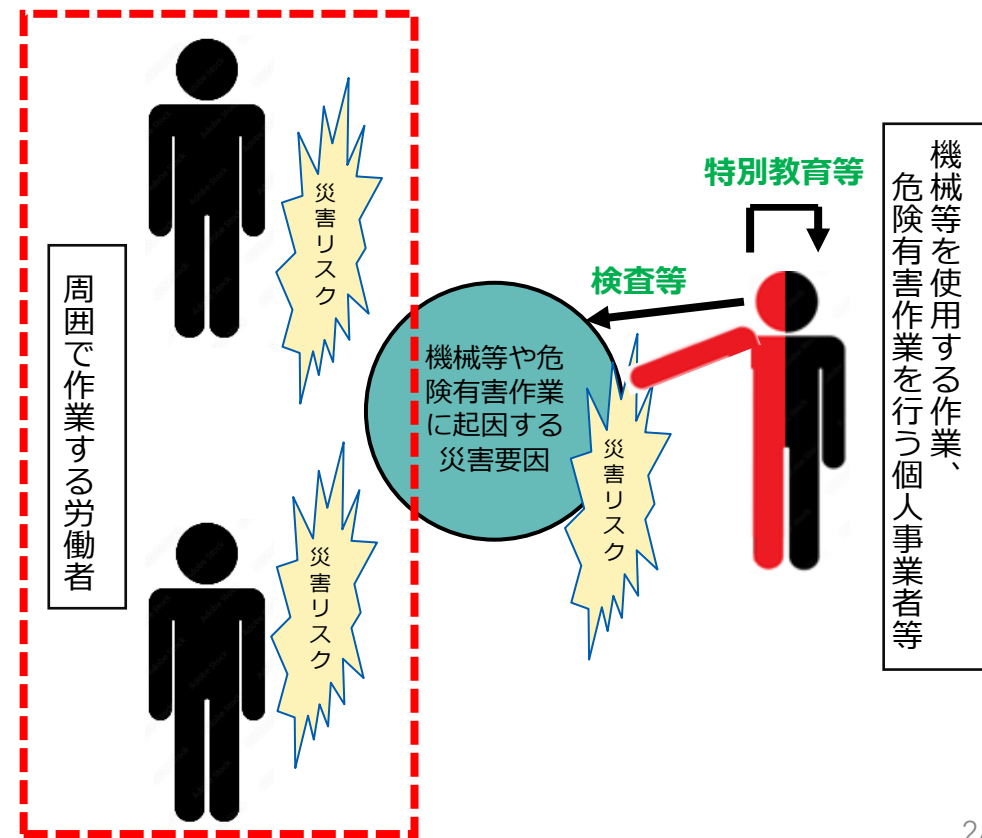
事業者が講ずる措置についての考え方（現行法）

事業者は、「機械等を使用する作業、危険有害作業を行う労働者」だけでなく、「**周囲で作業する労働者**」も**同様に保護**する観点から機械の使用禁止等の措置を実施



個人事業者等に新たに義務付ける措置の考え方

「**周囲で作業する労働者**」も**同様に保護**する観点から、個人事業者等は、**事業者に義務付けられている措置と同一の範囲の措置を講ずる必要**があるのではないか

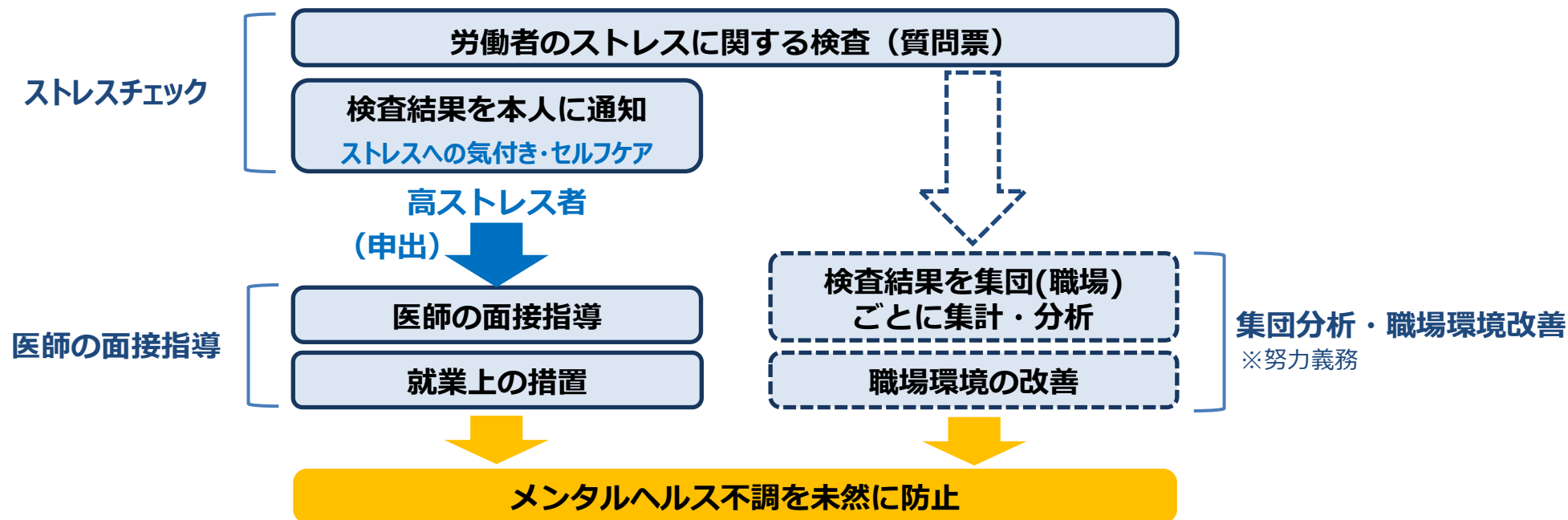


2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

背景

- 事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっていた。

(ストレスチェック制度の流れ)



改正内容

- ストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられていた（50人未満は努力義務）ところ、今年5月に公布された改正労働安全衛生法により、これを全ての事業場に義務化する。

※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

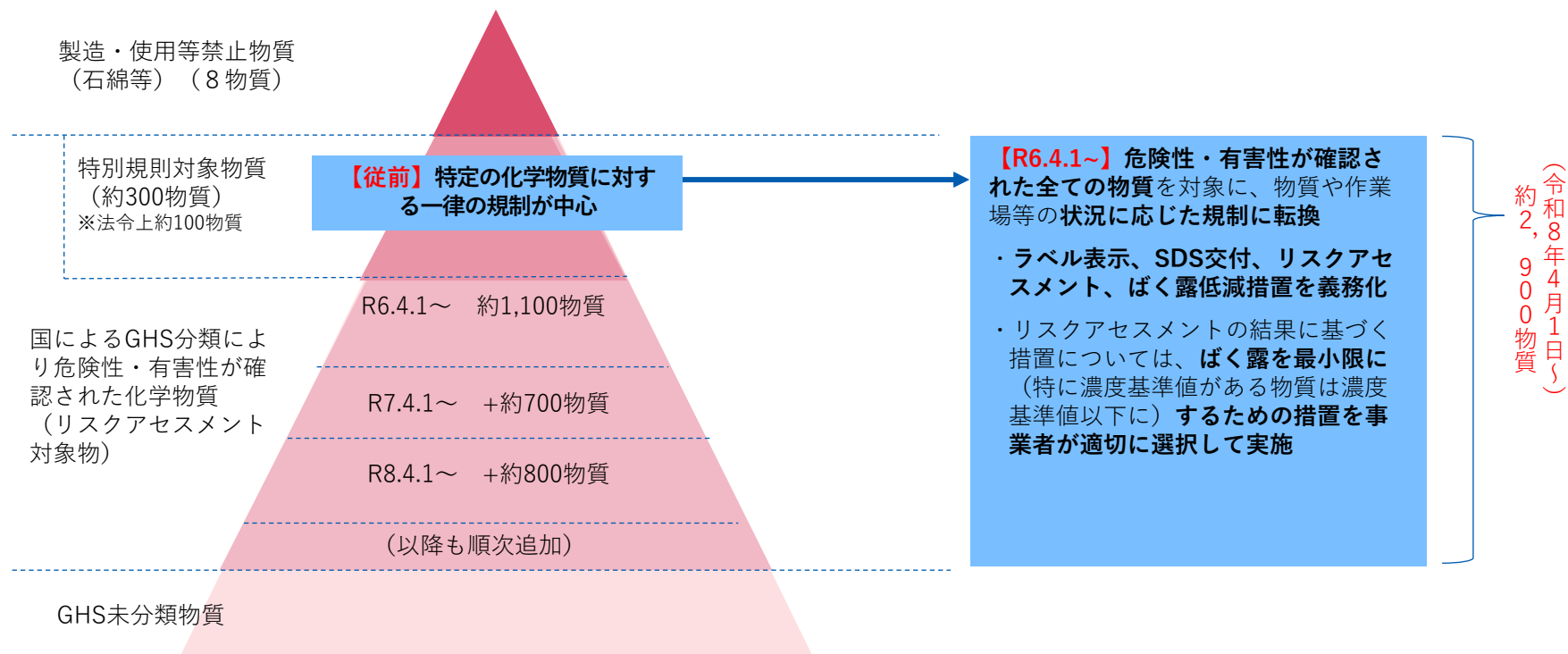
- ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充 等の支援策を講じていく。

また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

背景

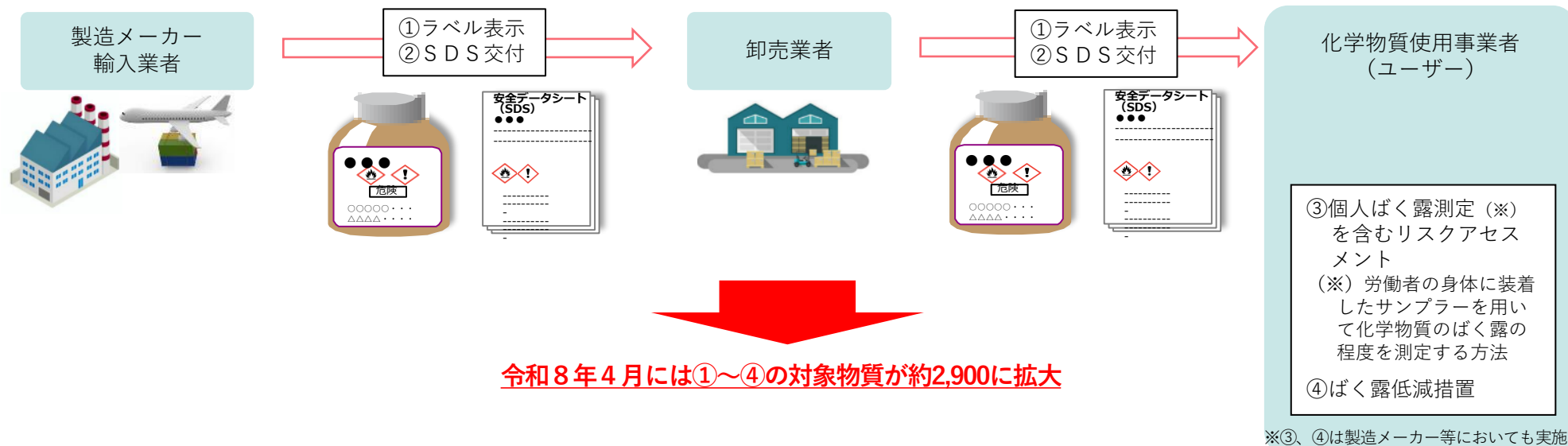
- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）
- これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（※）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。
（※）安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。



（注）GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

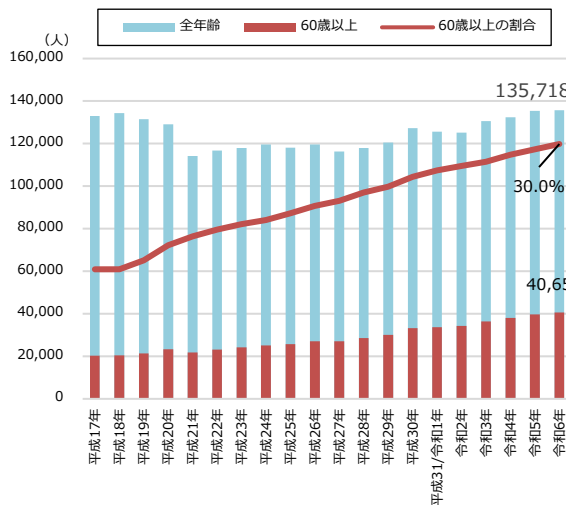
5. 高齢者の労働災害防止の推進

背景

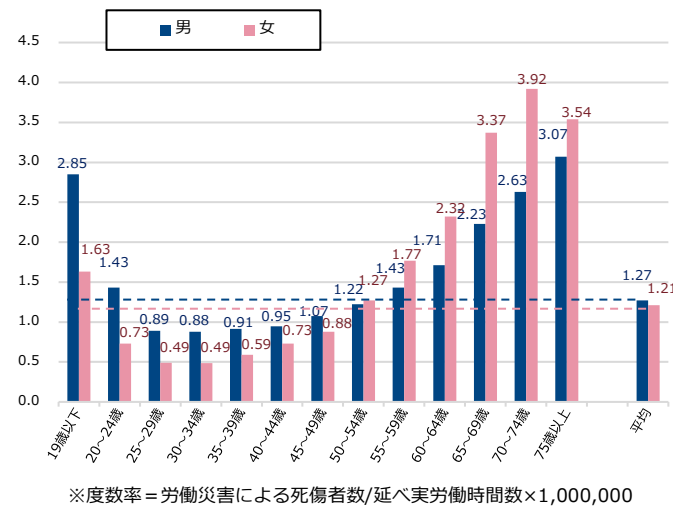
- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

労働災害による死傷者数

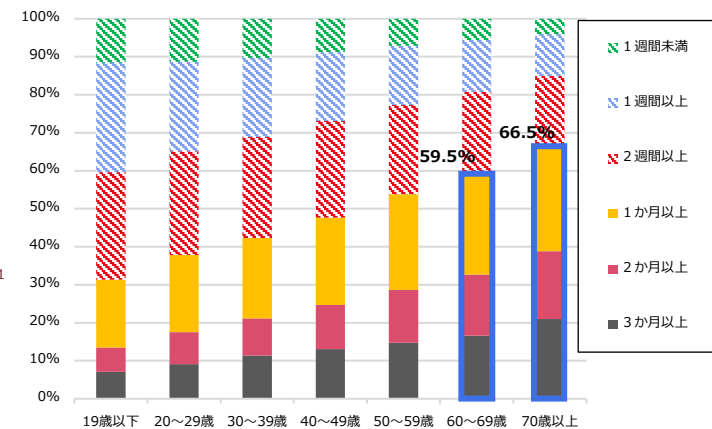
(全年齢に占める60歳以上の割合)



年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）
（令和6年）



年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和6年）



改正内容

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（※）を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

（※）現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に指針を検討。

【参考】高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの概要

エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

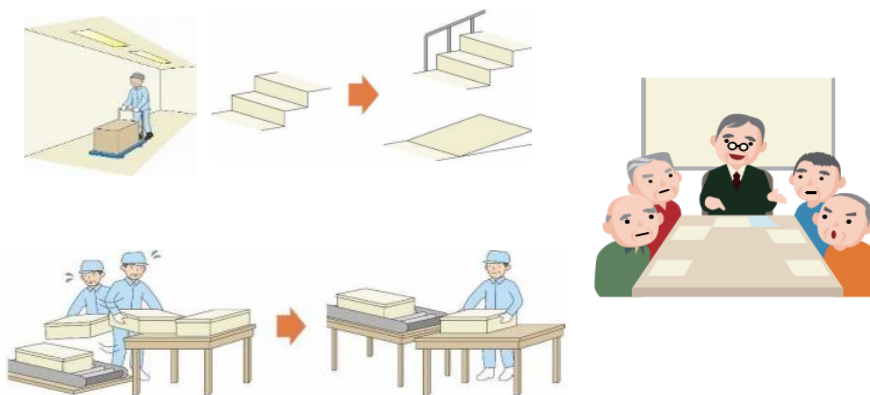
● 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

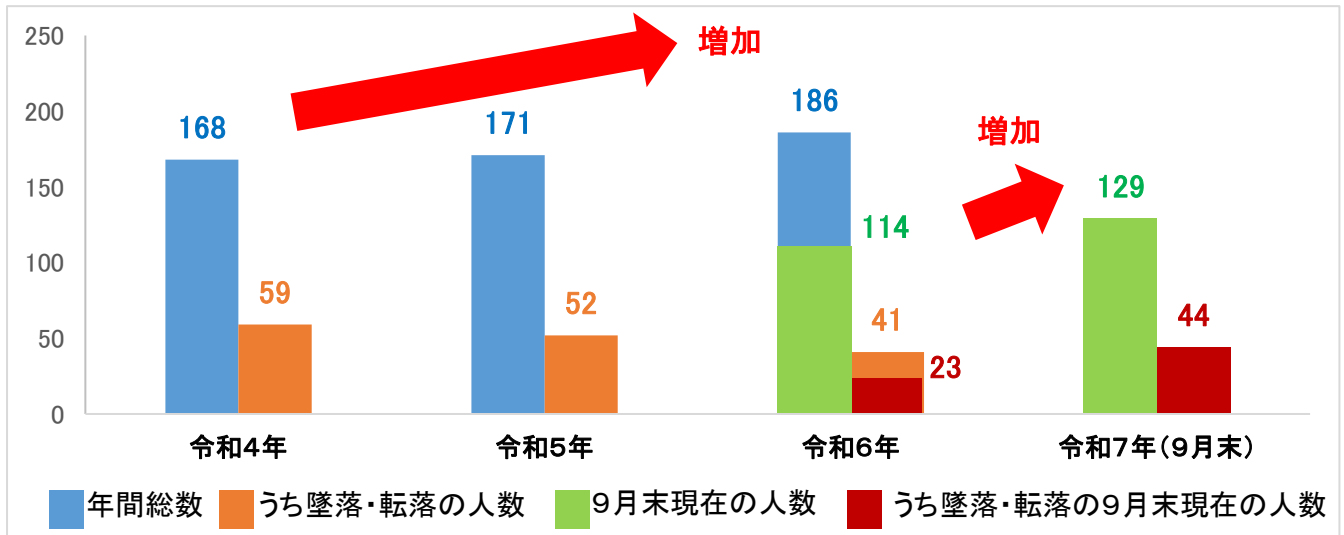
労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



ご清聴ありがとうございました。

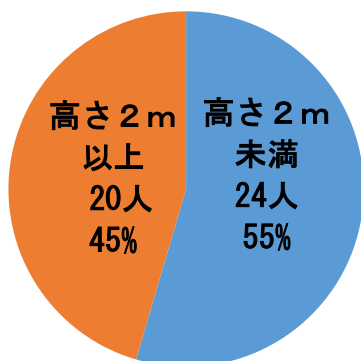
山口県内の建設業の労働災害が増加傾向にあります STOP！ 労働災害

1 山口県内の建設業の労働災害発生状況（休業4日以上）



山口労働局（山口県）における第14次労働災害防止計画では、令和4年と比較して5年後の令和9年までに、労働災害（休業4日以上のもの。以下同じ。）を5%以上減少させることを目標としていますが、**近年増加傾向**にあります。また、建設業における事故の型別で、最も多い**墜落・転落災害は、昨年に比べ倍近く発生**しています。

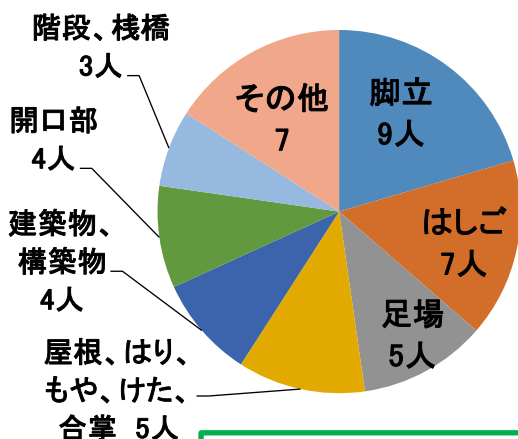
2 令和7年9月末現在の建設業における墜落・転落災害の高さ別内訳



今年9月末までに発生した墜落・転落災害（44人）のうち、**半数以上（24人）は、法令で作業床や手すりの設置等の墜落防止措置が義務付けられていない高さ2m未満の箇所で発生し、9割近く（21人）が骨折等を伴う休業1か月以上の重傷**となっています。

このことから、**高さ2m未満の箇所での作業においても、墜落・転落防止対策を徹底**することが重要です。

3 令和7年9月末現在の建設業における墜落・転落災害の起因物別内訳



今年9月末までに発生した墜落・転落災害（44人）のうち、**高さ2m未満の箇所では、脚立・はしご使用時の労働災害が多く発生**しています。

また、**高さ2m以上の箇所では、足場・屋根・はり・開口部等で墜落・転落防止措置が徹底されず**に労働災害が発生しています。

なお、雨天で足元の状態が悪いときに、階段やトラックの荷台から足を滑らせて発生したものも見られました。

労働災害防止のため、裏面の事項を参考にしてください。



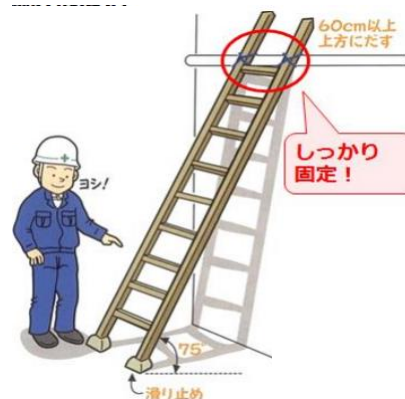
労働災害発生状況をふまえた留意事項

1 はしご・脚立での作業

はしご・脚立を起因物とする墜落・転落災害（16人）のうち、**半数以上（9人）が昇降中に滑って転落した**ものでした。**昇降の際は、手に荷物を持たず体勢の3点支持を心掛けてください。**また、雨天等で足元の状態が悪いときは、特に注意してください。

はしごを固定せずに使用したためはしごが滑り、労働者が墜落・転落する災害も頻発しています。**はしごは固定するか、別の方に支えてもらうかして、転位防止措置を徹底してください。**

脚立を用いた作業では、無理な体勢で作業をしないように、こまめに移動させて使用してください。また、天板の上に乗ったり、天板をまたいで使用すると転落しやすくなるので避けてください。



※参考にしてください。「はしごを使う前に／脚立を使う前に」



2 高さ2m以上となる箇所での作業



施工中の建物のはりの上や屋根工事等で、**基本的な墜落防止措置を講じずに被災**する事例が散見されます。

高さ2m以上で墜落・転落の危険がある作業場所では、**原則手すりの設置等の設備的対策を講じてください。**また、**設備的対策を取ることが困難な場合は、墜落制止用器具の使用や防網を張る等、適切な墜落防止対策を怠ることなく講じてください。**

3 その他の留意事項

高さに関わらず墜落・転落のおそれのある作業では、頭部の保護のため、**保護帽を適切に着用**してください。

また、墜落・転落のおそれがある作業の前に、**リスクアセスメントを実施**し、リスクの低減措置を検討することも効果的です。



※参考にしてください。「危険をよみ、災害の芽をつむリスクアセスメントをすすめましょう」



※「転倒」の防止対策もお願いします

令和7年9月末現在、山口県内では転倒による労働災害が大幅に増加しており、建設業でも15件（昨年同期9件）発生し、墜落・転落災害と同様に増加傾向にあります。

建設業で発生したものをみると、通路上の障害物につまずいたものが多く、また、雨天等で足元の状態が悪いときに滑ったものもみられました。

「転倒」防止のため、安全な通路の確保、現場内の整理整頓等についても、一層のご留意をお願いします。



今日も1日ゼロ災害で！！ ご安全に！！

※このリーフレットは、山口労働局のホームページにも掲載しております。

